

# 条例の制定・一部改正

性別にとらわれない男女平等社会の実現を目指して

〔男女共同参画推進条例〕

(全員賛成で可決)

平成11年「男女共同参画基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけられました。

当町でも職場、地域、家庭など社会のあらゆる場で、町、町民、事業者等が協働して男女共同参画を推進していくため、この条例で必要な事項を定めています。

## 出産育児一時金を引き上げ

〔国民健康保険条例〕

(全員賛成で可決)

平成21年1月から、産科医療補償制度が始まります。この制度は、分娩に関連して障害を負った児及び家族の経済的負担

## 福祉棟入館料に町外利用者料金を設定

〔総合福祉センター条例〕

(全員賛成で可決)

今回の改正では、現在福祉棟入館料で、窓口

この制度の開始に伴い、現在35万円支給されている出産育児一時金が38万円に引き上げられます。

## 奨学金の貸付額を引き上げ

〔奨学貸付基金条例〕

(全員賛成で可決)

授業料等の値上げや経済状況の変化に対応するため、平成21年4月から貸付額が引き上げられます。

〔奨学金貸付額〕

	改正前	改正後
公立高校 (月額)	8,000	11,000
私立高校・高専 (月額)	13,000	15,000
公立大学・短大 (月額)	18,000	20,000
私立大学・短大 (月額)	20,000	25,000
【入学支度金】		
高校・高専	20,000	40,000
大学・短大	40,000	50,000

## 乳幼児医療費を就学前まで無料に

〔乳幼児医療費支給条例〕

(全員賛成で可決)

乳幼児医療費は、現在対象は就学前までとなっていますが、認定の際に所得制限があり、かつ初診料などの自己負担分は

今回の改正では、現在福祉棟入館料で、窓口払いと券売機支払いの端数処理で誤差が生じていることの是正と、町内・町外同一だった料金に、新たに町外利用者の料金の設定をしました。

平成21年4月から町外の利用者は、1回の入館料が小人(小学校児童)は300円、大人(中学生以上)は



平成21年4月から利用料が一部変わる総合福祉センター

500円となります。町内の一般の利用者については変更ありませんが、障害者のうち小学生以上18歳未満の方は、200円から100円に改正されます。

## その他の議案

### 後期高齢者医療広域連合議員の任期延長と負担金率の変更

〔高齢者医療広域連合規約の変更〕

(賛成8・反対4で可決)

後期高齢者医療制度は、負担金の率は、共通経費制度開始後、国の制度、運用の見直しが行われ、このため検討課題が多くなっていることから、議決していることから、議員の任期を2年間延長するものです。

### 4事業所の固定資産税を免除

(全員賛成で可決)

工場等設置奨励に関する条例では、町内の事業所が工場等の新設及び増設を行い、産業の振興と雇用の促進を図り、町政の発展と福祉の増進を図ったことに對し、課税免除が適用されます。

平成20年度固定資産税課税免除の内訳

納税義務者	課税免除額	区分
北九州計装(株)	360,500	新設第1年度
(株)ナガワ	940,900	新設第1年度
(株)若松メカニクス	2,258,900	増設第1年度
大石産業(株)	19,608,700	増設第1年度
合計	23,169,000	

新設は3年間、増設は2年間課税免除されます。